

入 札 要 項 書

工事名称：(仮称) 小布施複合型介護施設建設工事

特定非営利活動法人 パウル会
理事長 唐 沢 彦 三

1. 発注者（施主）

住 所 〒381-0201
長野県上高井郡小布施町大字小布施 851 番地の 5
発注者 特定非営利活動法人 パウル会
代表者 理事長 唐 沢 彦 三
担 当 経営管理部
電話番号：026-213-6654

2. 設計監理

会社名 株式会社 宮本忠長建築設計事務所
住 所 〒381-0012
長野市大字柳原 1875 番地 1
電話番号 026-241-5510
担 当 久米

3. 工事名称

小布施複合型介護施設建設工事
【建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事 一括発注方式】

4. 工事場所

長野県上高井郡小布施町大字小布施 851 番地の 4

5. 工事概要

建築工事一式
敷地面積 2,580.31 m²
建物構造 鉄骨造
建造規模 階数 地上 2 階建て

6. 工 期

着 工 平成 29 年の契約日
完 成 平成 30 年 03 月 20 日

7. 入札日程

(1) 設計図書の配布

入札参加資格審査を通過した申請企業には、平成 29 年 9 月 14 日（木）及び平成 29 年 9 月 15 日（金）に特定非営利活動法人パウル会より入札要項書及び設計図書を配布する。

配布時間：午前 10 時～午後 4 時迄

（PDF データ（CD-R））

配布場所：特定非営利活動法人パウル会 経営管理部

(2) 質疑回答

すべて書面を以って行う。口頭または電話による質問は受理しない。書式は本要項書に添付した宮本忠長建築設計事務所の用紙を使用し、社名及び代表者氏名を記入、社印押捺の上、提出する。また、質問がない場合でもその旨を記入の上、前掲方法にて提出する。メール、ファックス受付可とする。その場合の原本は、入札時見積用設計図返却と同時提出とする。

① 質問書

提出期限 平成 29 年 9 月 20 日（水）
13 時 00 分 必着

提出先 (株) 宮本忠長建築設計事務所
担当：久米 勇一 宛

提出先住所 〒381-0012 長野市柳原 1875-1

TEL：026-241-5510 FAX：026-243-0187

E-Mail：kume@t-miyamoto.co.jp

② 応答書

交付日時 平成 29 年 9 月 22 日（金）
17 時 00 分まで

交付方法 宮本忠長建築設計事務所より、回答書をメール又はファックスにて送信する。

(3) 入札日時

日時 平成 29 年 9 月 27 日（水）
午後 1 時 30 分から

場所 長野県上高井郡小布施町大字小布施 851 番地の 4
特定医療法人 新生病院 会議室 1

8. 入札方法

面前開札とする。(2 回限り)

9. 必要書類

委任状(本人の場合は不要)

入札参加代表者名刺(入札を実施する者、代理人)

入札書封筒 1 部、入札書 2 通(記名押印有るもの)

見積書封筒 1 部、見積書 2 通(記名押印有るもの)

10. 工事内訳書の提出方法

落札者は前記 7. (3) の日時及び場所において、入札終了後に第一回目入札書に対応した工事費内訳書を提出すること。(後日、CD-R 等電子媒体でも提出)

工事費内訳書は、細目項目までの数量・単価・金額を明示する。(出精値引き表示は不可)

11. 入札注意事項

入札者は下記事項に注意し、厳正に入札を行うこと。

入札にあたっては本入札要項の記載事項を厳守し、入札立会人の指示に従うこと。

これに反した場合には入札を無効とする。

① 代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出する。

② 入札書には次のことを明記する。

ア. 工事名称

イ. 消費税を含めない工事総金額

ウ. 社名・代表者名・社印

エ. 代理人の指名捺印

オ. 入札年月日

③ その他

入札の公正性の観点より、2 回目入札以降の口頭による「入札辞退の発言」及び途中退席等は認めない。辞退する場合は 2 回目入札書金額欄へ「辞退」と記入し、入札終了まで在席すること。

12. 請負者の決定

次の方法により決定する。

(1) 1 回目の入札で予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 再度の入札に対し落札者がいないときは、最低の価格を提示した者から2回を限度として見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内の価格において随意契約とする。

13. 決済方法

(1) 工事代金の支払条件

- 第1回 平成29年10月末(工事請負代金の20%以内)
- 第2回 平成29年12月末(工事請負代金の20%以内但し、
平成29年12月末出来高の90%以内)
- 最終回 完成・引き渡しのあった月の末日(完成時精算払)

(2) 工事請負代金のスライド制

- スライド条項については、当該工事は採用しない。
(民間連合協定工事請負契約約款第29条e・f項を削除)

14. 工事請負契約

契約書作成上の留意点については、落札後第1回目の打合せのときに説明する。

- (1) 工事の落札者は、落札決定後1箇月以内に、契約を民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款(平成23年5月改正)により締結する。
- (2) 工事請負契約書は、事前に発注者、監理者の確認を受ける。
- (3) 契約書は正、副の他に控え2部をA4版の製本により作成し、工事請負契約書に現場代理人及び主任技術者の選任届(経歴書を含む)、工事工程表、工事費内訳書、設計図面(正副のみ)を添付すること。
- (4) 工事の落札者は、補償金額が請負金額の10分の1以上とする履行保証保険契約等を締結するか、当該工事を完成することを保証する同等以上の業者を工事完成保証人として採用し、設計監理者の検証を受けること。
- (5) 瑕疵の担保
瑕疵担保の責任期間は民間連合協定約款によるが、瑕疵の補修のため契約物件引き渡し後2年以内に契約当事者立会のうえ調査を行う。
請負業者の責任に帰する理由により生じた瑕損や不備があるときは、請負業者側にて無償の修理または新規取替えを行う。

15. 下請業者の選定

- (1) 下請業者の選定については施工者決定後、発注者と協議するものとする。

16. その他

- (1) 建築確認申請を除く工事に必要な諸官庁、その他への手続きは一切請負業者の負担で行う。
- (2) 工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については、一切請負者において処理・解決し、その費用を負担する。
- (3) その他施設の指示によるもの
- (4) 配布した設計図書は入札時に返却すること。

以上